

生活支援リハビリ入院のご案内

☆生活支援リハビリ入院とは

生活支援リハビリ入院とは、在宅での療養生活をしている方が、体調の変化や身体機能の低下、介護負担の増加により一時的に在宅療養が難しくなった際の入院リハビリテーションです。一人ひとりの患者さんが、その人らしく在宅生活を継続できるよう全身状態を確認しながら、目標に合わせたリハビリテーションメニューを組み合わせて提供します。(別紙「生活支援リハビリ入院イメージ図」参照)

☆入院類型及びご利用できる方

①機能維持・介護予防リハビリテーション型

食事や入浴・排泄といった生活動作に対するリハビリテーションや筋力や関節可動域などの身体機能維持を目的とした個別リハビリテーションを行ないます。

【対象者】体力が低下してきた方、介助量が増えてきた方、介護サービスの調整・見直したい方、
今ある機能を維持していきたい方

②リハビリテーション栄養型

管理栄養士と協働して、栄養の摂取状況とリハビリテーション提供によるエネルギーの消費状況のバランスを取りながら、適正なりハビリテーション提供量を定め介入していきます。

【対象者】食事が進まない方、体重が減ってきた方

☆生活支援リハビリ入院の基本ルール

- ①入院期間は原則30日以内です。
- ②入院初日は外来休診日(第1、第3土曜日・日・祝日・年末年始)にできません。
- ③予約は、患者さん1人につき1回分の予約となります。
(退院後に次の生活支援リハビリ入院の予約が可能となりますが、原則として次の入院の受け入れを行うには、前回の生活支援リハビリ入院の退院日から1カ月以上経過していることが必要となります。)
- ④生活支援リハビリ入院の予約は、入院日の2週間前までの受付となります。但し、緊急性の高い方についてはご相談に応じます。
- ⑤内服薬・PEG・ストマーなどの医療材料に関してはそのまま使用しますので持参して下さい。
- ⑥病状が悪化し治療が必要になった場合には、生活支援リハビリ入院から通常の治療入院となることがあります。
- ⑦他の入院患者さんにご迷惑となるような行為等があった場合や、認知症の悪化やせん妄などにより入院を継続することが患者さんご本人の利益を著しく損ねると判断される場合は、入院の継続が困難になる場合がありますので予めご了承下さい。

☆ご利用の流れ ※裏面「生活支援リハビリ入院フローチャート」参照

- ①ご利用希望日の2週間前までに、地域連携室へお申し込みください。お申し込みができるのは、かかりつけ医、又は担当のケアマネジャーです。お申し込み時は診療情報提供書(当院かかりつけの方は不要)と生活支援リハビリ入院申込書をFAXしてください。
- ②毎週金曜日の入院判定会議で検討し、翌日以降に、お申込者へ回答します。



済生会川俣病院

〒960-1406

福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2-4

お問い合わせ

地域連携室 櫻井・伊藤・渡辺

TEL 024-566-2357 (直通)

FAX 024-566-2922



生活支援リハビリ入院フローチャート

入院申し込み



※ご利用希望日の2週間前までに
診療情報提供書と入院申込書を
地域連携室にFAX。

入院判定会



※毎週金曜日の入院判定会にて検討。
翌日以降、お申込者へ回答。

入院



※入院期間は原則30日以内。

退院



※退院後、次の入院予約が可能。
但し、次の入院の受け入れを行うには退院日
から1か月以上経過していることが必要。

入院